

「水災害意識社会 再構築ビジョン」に基づく
奈良県紀の川圏域の減災に係る取組方針

令和5年8月

奈良県紀の川圏域大規模氾濫
に関する減災対策協議会

五條市、宇陀市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、川上村、東吉野村

奈良地方気象台、国土交通省近畿地方整備局、近畿農政局、奈良県

1. はじめに

平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨では、鬼怒川における堤防決壊に伴い、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生し、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

この災害を契機に、国土交通省では、「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」との考えに立ち、社会全体でこれに備えるため、ハード・ソフト一体となった取組を推進する「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を始めた。

その後、平成 28 年の台風 10 号に伴う豪雨により、北海道及び東北地方の各地で氾濫被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設の入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生した。

この災害を受け、国管理の大河川だけではなく、都道府県等が管理する中小河川においても、「水防災意識社会」を再構築する取組を加速し、本格展開することが求められてきた。さらに平成 29 年 6 月の水防法の一部改正では、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させ、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現し、関東・東北豪雨や台風 10 号のような被害を二度と繰り返さないために、平成 33 年度を目途に抜本的な対策を講ずることとした【「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画】が作成された。

こうした背景や経緯を踏まえ、県管理河川においても、河川管理者、沿川市町村等の関係機関が連携・協力し、減災のための目標を共有し、計画的に推進するため、「奈良県紀の川圏域大規模氾濫に関する減災対策協議会」を平成 29 年 12 月 4 日に設立した。

その後発生した平成 30 年 7 月豪雨では、広域的かつ同時多発的に河川の氾濫や土石流等が発生し、200 名を超える死者・行方不明者と多くの家屋被害に加え、ライフラインや交通インフラ等の被災によって、甚大な社会経済被害が発生した。

平成 30 年 7 月豪雨災害を受けて社会资本整備審議会の答申では、関係機関の連携によるハード対策の強化に加え、大規模氾濫減災協議会等を活用し、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図るべきである、とされている。

国土交通省は、これらを踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画を平成 31 年 1 月 29 日に改定した。具体的には、人的被害のみならず経済被害を軽減させるための多くの主体の事前の備えと連携の強化、災害時の実際に行動する主体である住民の取組強化、洪水のみならず土砂・高潮・内水、さらにそれらの複合的な災害への対策強化等の観点により、緊急行動計画の取組を拡充した。

こうした取組が行われる中、令和元年10月に発生した台風19号では、東日本の複数箇所で観測史上1位の降水量が観測され、国管理7河川で12箇所、都道府県管理67河川で128箇所の堤防決壊（令和2年1月10日時点）や962件の土砂災害（令和2年1月10日時点）などにより、100名を超える死者・行方不明者（令和2年1月10日時点）といった人的被害となった。水害・土砂災害への対応は、これまで以上に取組を加速すべき状況と考えられる。

本協議会では、緊急行動計画改定を踏まえて利水ダム管理者や各市町村の福祉部局の参画を含め、令和8年度までに、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各構成機関が計画的・一体的に取り組む事項について、「奈良県紀の川圏域の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめた。

今後、本協議会の各構成機関は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期までに協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するフォローアップを行うこととする。

なお、本取組方針は、本協議会規約第2条に基づき、紀の川、丹生川及び高見川等の奈良県管理区間（五條市、宇陀市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、川上村、東吉野村）を対象に作成したものである。

2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成メンバーは以下のとおりである。

参加機関	構成メンバー
五條市	市 長
宇陀市	市 長
吉野町	町 長
大淀町	町 長
下市町	町 長
黒滝村	村 長
川上村	村 長
東吉野村	村 長
気象庁	奈良地方気象台長
近畿地方整備局	和歌山河川国道事務所長 紀の川ダム統合管理事務所長
奈良県	県土マネジメント部長 宇陀土木事務所長 吉野土木事務所長 五條土木事務所長
近畿農政局	南近畿土地改良調査管理事務所長

3. 紀の川流域の概要

紀の川は、全国でも有数の多雨地帯である大台ヶ原を源流として、紀伊半島の中央部に位置する中央構造線に沿って、奈良県中部と和歌山県北部を貫流し、高見川、丹生川等を合わせて紀伊平野に出て貴志川を合わせたのち、和歌山市において紀伊水道に注ぐ、幹線流路延長約 136km、流域面積約 1,750km² の一級河川である。その流域は、奈良、和歌山両県にまたがり、五條市や和歌山市等 8 市 8 町 4 村（うち奈良県内 3 市 4 町 4 村）からなり、流域内人口は約 80 万人（うち奈良県内約 8 万人）である。

奈良県内の紀の川は、流域面積が約 844km²、72 の一級河川で構成されており、奈良県管理区間の延長は約 46km である。

奈良県管理区間では、吉野町上市付近の護岸崩壊を始め全川にわたり甚大な被害を受けた昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風等の災害復旧を中心とした工事を実施し、平成 22 年 3 月には紀の川（吉野川）水系河川整備計画を策定し、河川整備を実施している。

このように、治水対策（ハード対策）は計画的に進められているところであるが、ハード整備は長期間に及ぶことから、未整備となっている箇所も存在し、浸水被害が発生する危険もある。これらの減災に関しては、ハード対策とあわせてソフト対策を実施することが重要である。

4. 現状の取組状況と課題

本協議会の構成機関における洪水時の情報伝達や水防に関する事項等についての現状と課題は、以下のとおりである。

(1) 水害に係る現状と課題

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	○現状 と ●課題	
想定される浸水リスクの周知	<ul style="list-style-type: none">○各自治体では、浸水想定区域図をベースとした洪水ハザードマップを作成・公表している○県では、想定最大規模降雨および計画規模降雨の外力を対象とした洪水浸水想定区域図を公表済である○国や県では、想定最大規模の洪水浸水想定区域図の公表に合わせた浸水ナビへの実装が行われている <ul style="list-style-type: none">●想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図をベースとした洪水ハザードマップが一部の自治体で作成・公表されている●浸水実績があった場合においても、浸水実績図が作成・公表されているのは一部の自治体に留まっている	A

※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P11～20）の「課題の対応」項目を表す。

※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	○現状 と ●課題	
避難指示の発令について	○水位周知河川では、避難指示の発令基準が定められている ○水位周知河川以外では、避難指示の発令基準が定められていない ○県と各市町村間のホットラインは整備されている ○県とのタイムライン作成の必要性を感じている	
	●水位周知河川以外でも、避難指示を定める必要がある地区がある	B
	●運用して間もないため、上手く活用されていないケースも見られた。迅速かつ適切な情報伝達体制づくりが必要である	C
避難場所、避難経路について	●自治体と県のタイムラインを作成する必要がある	D
	○浸水が想定されている避難所がある ○避難所ごとの避難経路が定められていない ○近隣自治体と連携した避難所の設定や連絡体制が定められている	
	●浸水しない避難所を設定する必要がある ●避難所ごとの避難経路を定める必要がある ●近隣自治体と連携を強化する必要がある	E

※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容(P11~20)の「課題の対応」項目を表す。

※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	○現状と ●課題	
住民等への情報伝達の体制や方法について	<ul style="list-style-type: none"> ○各自治体は複数の手段を用いて情報伝達を実施している ○現状の情報伝達手段では、住民等に確実に伝達できるか不安を持っている自治体もある ○情報を伝達するための職員数が不足している 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●住民等に確実に情報を伝達するための整備が必要である 	F
	<ul style="list-style-type: none"> ●情報連絡体制の強化が必要である 	
避難誘導体制について	<ul style="list-style-type: none"> ○住民の避難誘導体制が確立されていない自治体もある ○浸水が想定されている要配慮者施設が把握できていない自治体もある ○避難所までの避難訓練が実施できていない自治体もある 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●避難誘導体制を確立する必要がある ●要配慮者施設における避難計画を作成しなければならない ●避難訓練を実施しなければならない 	G
避難に関する啓発活動について	<ul style="list-style-type: none"> ○水害に関する出前講座を実施している自治体もある ○義務教育に防災に関するカリキュラムを組み込んでいる自治体もある 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●まるごとまちごとハザードマップの整備を推進する必要がある ●水害に関する出前講座をさらに充実させる必要がある ●防災教育をさらに充実させる必要がある 	H

※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P11～20）の「課題の対応」項目を表す。

② 水防に関する事項

項目	○現状 と ●課題	
水防体制	<ul style="list-style-type: none"> ○水防（消防）団員が高齢化している ○水防（消防）団員が不足している自治体がある ○水防（消防）団員を募集している ○水防訓練を実施していない自治体が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ●水防（消防）団員の若返りや人員を確保する必要がある
河川水位等に係る情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○半数以上の自治体が住民に河川水位に関する情報を提供している ○重要水防箇所の点検を実施している自治体もある ○水防警報は、遅滞なく確実に関係者に伝達できている 	<ul style="list-style-type: none"> ●継続して河川水位に係る情報を提供する必要がある
		J
	<ul style="list-style-type: none"> ●継続して重要水防箇所の点検を実施する必要がある 	I

※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容(P11~20)の「課題の対応」項目を表す。

③ 汚濁水の排水に関する事項

項目	○現状 と ●課題	
汚濁水の排水について	<ul style="list-style-type: none"> ○可搬式ポンプ等を整備している自治体もある ○水路以外の治水施設は整備されていない ○浸水想定区域の問い合わせには対応している自治体もあるが、土地利用制限等は行われていない 	<ul style="list-style-type: none"> ●各自治体の地形条件に応じた排水施設の整備が必要である
		K
	<ul style="list-style-type: none"> ●必要に応じて、浸水想定区域内の土地利用制限の措置が必要である 	

※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容(P11~20)の「課題の対応」項目を表す。

④ 重要施設の耐水化に関する事項

項目	○現状 と ●課題
庁舎、重要施設の耐水化について	<ul style="list-style-type: none"> ○殆どの自治体の庁舎が耐水化されていない ○庁舎の電源設備が浸水するフロアにある自治体がある <ul style="list-style-type: none"> ●浸水想定区域内の場合、自治体庁舎や主要な病院等での耐水化を図る必要がある ●自治体庁舎や重要施設の電源設備を浸水しないフロアに移設する必要がある

※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P11～20）の「課題の対応」項目を表す。

⑤ 河川管理施設の整備に関する事項

項目	○現状 と ●課題
堤防等河川管理施設の現状の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ○河川整備計画に基づく河川改修を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> ●計画堤防断面に対して高さや幅が不足している区間があり、洪水により氾濫する恐れがある ●河川改修の完了には時間・費用を要する

※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P11～20）の「課題の対応」項目を表す。

5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施等の対策を実施することで、構成機関が連携して令和8年度までに達成すべき目標は以下のとおりとした。

【今後5年間で達成すべき目標】

氾濫水が河川に沿って流出するため、氾濫水の流れが速く、家屋流出の被害が甚大となる恐れがあり、また、幹線道路が浸水するという氾濫特性を踏まえ、紀の川圏域では大規模水害に対し、ハード・ソフト対策を推進して「逃げ遅れゼロ」「被害の最小化」「防災意識の向上」を目指す。

【目標達成に向けた取組方針】

1. 逃げ遅れゼロに向けた避難時間確保のための取組
2. 被害の最小化のための迅速・的確な行動への備え
3. 意識の啓発及び防災教育拡充のための取組

6. 概ね 5 年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」等を再構築することを目的に、各構成員参加機関が取り組む主な内容は次のとおりである。

(1) 水害に対する主な取組

1) ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■洪水を河川内で安全に流す対策 ・河川整備計画に基づく河川改修の実施 ・河道内樹木の伐採や河道内堆積土砂の除去等 ・多数の家屋や重要施設等の浸水が想定される区間の保全対策(樹木伐採、土砂掘削等)	M 緊	引き続き実施 引き続き実施	奈良県 近畿地整 奈良県
■危機管理型ハード対策 ・堤防天端の保護 ・裏法尻の補強 ・雨水排水施設や河川改修、予備又は移動式ポンプ等を活用した内水排除等の整備による重要インフラの機能確保	M 緊	令和元年度から実施 引き続き実施	奈良県 近畿地整 五條市 宇陀市 下市町 近畿地整
■河川管理の高度化・充実 ・樋門・樋管等の無動力化、人員等の運用体制の確保 ・利水ダム等、事前放流の実施・体制構築(大滝ダムの事前放流)	I・K・M 流	平成 29 年度から順次実施 令和 3 年度から順次実施	五條市 吉野町 奈良県 近畿地整

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題(P5~9)に対応。

※「緊」は、H31.1.29 緊急行動計画に対応。

※「流」は、R3.3 流域治水プロジェクトに対応。

※「強」は、国土強靭化地域計画に対応。

2) ソフト対策の主な取組

参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

① 逃げ遅れゼロに向けた避難時間確保のための取組

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■県～市町村間のホットラインの整備に関する事項 ・ホットライン構築による県・市町村の連絡体制強化、住民への情報提供の確実な実施	C	引き続き実施	2市3町3村 奈良県
■避難指示の発令に着目したタイムラインの作成・更新・活用に関する事項 ・避難指示の発令基準の設定 ・水位周知河川外における発令基準検討 ・避難指示の発令に着目したタイムラインの作成・更新 ・タイムラインの作成及び更新の支援 ・タイムラインに基づく訓練の実施 ・多機関連携型タイムラインの拡充	B B D D D 緊	引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施 令和2年度から 順次実施	2市3町3村 奈良県 2市3町3村 奈良県 2市3町3村 奈良県 近畿地整 奈良地方気象台 奈良県 近畿地整 奈良地方気象台 2市3町3村 奈良県 近畿地整 奈良地方気象台 2市3町3村 奈良県 近畿地整 奈良地方気象台

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P5～9）に対応。

※「緊」は、H31.1.29 緊急行動計画に対応。

※「流」は、R3.3 流域治水プロジェクトに対応。

※「強」は、国土強靭化地域計画に対応。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■ハザードマップの作成・周知等に関する事項			
・想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図の策定・公表(ダム下流含む)	A	令和元年度	奈良県 近畿地整
・ダム操作に関わる情報提供や住民周知のあり方の検討	緊	令和元年度から 順次実施	近畿地整 近畿農政局
・洪水浸水想定区域図の水害ハザードマップへの反映	A	引き続き実施	2市3町3村 奈良県
・ため池ハザードマップの作成、周知	流	令和3年度から 順次実施	2市3町3村 奈良県
・改正水防法への理解促進、浸水実績図の公表に向けた仕組みづくり	A	平成29年度から 順次実施	2市3町3村 奈良県 近畿地整
・広域避難に向けた調整及び検討	E	引き続き実施	五條市、吉野町 大淀町、下市町 黒滝村、川上村 東吉野村 奈良県 近畿地整
・広域避難を考慮したハザードマップへの更新・周知	E	平成30年度から 順次実施	五條市、吉野町 大淀町、下市町 黒滝村、川上村 東吉野村 奈良県
・ハザードマップポータルサイトへ浸水想定区域（想定最大規模）を掲載	緊	引き続き実施	奈良県 近畿地整
・まるごとまちごとハザードマップの検討	H	平成30年度から 順次実施	2市3町3村 奈良県 近畿地整

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P5～9）に対応。

※「緊」は、H31.1.29 緊急行動計画に対応。

※「流」は、R3.3 流域治水プロジェクトに対応。

※「強」は、国土強靭化地域計画に対応。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
・避難場所並びに避難経路の指定・更新及び周知	G	引き続き実施	五條市、吉野町 大淀町、下市町 黒滝村、川上村 東吉野村 奈良県
・避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合などの応急的な避難場所の確保	緊	引き続き実施	五條市、宇陀市 大淀町、下市町 黒滝村、川上村 東吉野村 奈良県 近畿地整
・住民一人一人のマイタイムライン・マイ防災マップの作成促進	緊	引き続き実施	五條市、宇陀市 大淀町、下市町 川上村 奈良県 奈良地方気象台
■情報伝達・避難計画、平時からの住民への周知・教育・訓練に関する事項			
・要配慮者利用施設の現状把握	G	引き続き実施	2市3町3村 奈良県
・要配慮者利用施設の避難計画作成の促進および避難訓練の促進支援	G	引き続き実施	2市3町3村 奈良県 近畿地整 奈良地方気象台
・避難行動要支援者の避難支援体制の整備	強	令和4年度から 順次実施	2市3町3村 奈良県
・避難所における感染症対策	強	令和4年度から 順次実施	2市3町3村 奈良県

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P5～9）に対応。

※「緊」は、H31.1.29 緊急行動計画に対応。

※「流」は、R3.3 流域治水プロジェクトに対応。

※「強」は、国土強靭化地域計画に対応。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■避難行動のためのリアルタイム情報発信等に関する事項			
・リアルタイム情報の沿川住民への提供等	F	平成 29 年度から 順次実施	2 市 3 町 3 村 奈良県 近畿地整
・防災施設の機能に関する情報提供の充実	緊	引き続き実施	奈良県 近畿地整
・メール情報配信システムの構築、利用登録促進	F	平成 29 年度から 順次実施	2 市 3 町 3 村 奈良県 近畿地整
・簡易水位計、量水標、CCTV カメラの設置検討・整備	F	引き続き実施	2 市 3 町 3 村 奈良県 近畿地整
・レーダ雨量計等の代替手段の利用（情報提供場所の理解促進（ホームページリンク））	F	引き続き実施	2 市 3 町 3 村 奈良県 奈良地方気象台
・メッシュ情報の充実（さまざまな地理情報との重ね合わせ等）・利活用の推進	F	引き続き実施	奈良地方気象台
・警報等における危険度を色分け表示（分かりやすい表示）	F	引き続き実施	奈良地方気象台
・ダム放流警報設備等の耐水化や改良	緊	引き続き実施	近畿地整
・浸水や停電により観測・監視ができなくなる水位観測所への対策	緊	引き続き実施	奈良県 近畿地整

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P5～9）に対応。

※「緊」は、H31.1.29 緊急行動計画に対応。

※「流」は、R3.3 流域治水プロジェクトに対応。

※「強」は、国土強靭化地域計画に対応。

② 被害の最小化のための迅速・的確な行動への備え

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■水防活動の強化に関する事項			
・水防団員や消防団員・水防協力団体の募集・指定を促進	I	引き続き実施	2市3町3村 奈良県 近畿地整
・出動基準の必要性の再確認、基準整備	I	引き続き実施	2市3町3村 奈良県 奈良地方気象台
・水防団(消防団含む)との情報伝達訓練の実施	I	平成30年度から 順次実施	2市3町3村 奈良県 奈良地方気象台
・関係機関が連携した実働水防訓練の実施(水防資材の点検管理含む)	I	引き続き実施	2市3町3村 奈良県 近畿地整 奈良地方気象台
・想定最大規模洪水を踏まえた浸水時においても災害対応を継続するための庁舎等施設の改善検討(自家発電装置等の耐水化など)	L	引き続き実施	2市3町3村 奈良県 奈良地方気象台
・想定最大規模洪水を踏まえた施設浸水を想定したBCPの検討	L	平成30年度から 順次実施	2市3町3村 奈良県
■水防活動支援のための情報公開、情報共有に関する事項			
・重要水防箇所の情報共有と関係市町等との共同点検の実施	J	令和元年度から 順次実施	2市3町3村 奈良県 近畿地整 奈良地方気象台

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題(P5~9)に対応。

※「緊」は、H31.1.29 緊急行動計画に対応。

※「流」は、R3.3 流域治水プロジェクトに対応。

※「強」は、国土強靭化地域計画に対応。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
<p>■排水活動及び施設運用の強化に関する取組事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水施設等の検討・整備 ・排水設備の耐水性の強化 ・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動 	<p>K 緊</p>	<p>平成30年度から 順次実施 引き続き実施 引き続き実施</p>	<p>2市3町3村 奈良県 近畿地整 宇陀市 近畿地整 大淀町、下市町 川上村 奈良県 近畿地整 奈良地方気象台</p>
<p>■土地利用に関する取組事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水被害軽減地区の検討 ・適切な土地利用の促進、周知 	<p>K</p>	<p>引き続き実施 引き続き実施</p>	<p>五條市、吉野町 大淀町、下市町 黒滝村、川上村 東吉野村 奈良県 五條市、吉野町 大淀町、下市町 黒滝村、川上村 東吉野村 奈良県</p>

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P5～9）に対応。

※「緊」は、H31.1.29 緊急行動計画に対応。

※「流」は、R3.3 流域治水プロジェクトに対応。

※「強」は、国土強靭化地域計画に対応。

③ 意識の啓発及び防災教育拡充のための取組

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■防災教育や防災知識の普及に関する事項			
・小中学校や地域を対象とした水災害教育の実施	H	平成 29 年度から 順次実施	2市3町3村 奈良県 近畿地整 奈良地方気象台
・水害リスクの程度に応じた水災害意識啓発の広報（出前講座の実施）	H	平成 29 年度から 順次実施	2市3町3村 奈良県 近畿地整 奈良地方気象台
・住民参加型の避難訓練や、実施状況、今後の予定等の共有	緊	令和元年度から 順次実施	2市3町3村 奈良県 近畿地整 奈良地方気象台
・高齢者福祉部局への協議会等の情報提供や、地区防災計画の作成、防災リーダー育成の支援など、共助の仕組みの強化	緊	令和元年度から 順次実施	2市3町3村 奈良県 近畿地整 奈良地方気象台

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P5～9）に対応。

※「緊」は、H31.1.29 緊急行動計画に対応。

※「流」は、R3.3 流域治水プロジェクトに対応。

※「強」は、国土強靭化地域計画に対応。

(2) 土砂災害に対する主な取組

1) 土砂災害に対するハード対策の主な取組

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■防災施設の整備等 ・レッド区域における24時間利用の要配慮者利用施設、代替性のない避難所の安全対策の強化	緊	令和元年度から順次実施	奈良県

2) 土砂災害に対するソフト対策の主な取組

① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■情報伝達、避難計画等 ・危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理	緊	引き続き実施	奈良県 近畿地整 奈良地方気象台
・土砂災害警戒区域に関する現地での周知方法の検討	緊	引き続き実施	2市3町3村 奈良県
・大雨警報（土砂災害）の危険度分布等、土砂災害警戒情報を補足する情報提供	緊	引き続き実施	奈良県 奈良地方気象台

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P5～9）に対応。

※「緊」は、H31.1.29 緊急行動計画に対応。

※「流」は、R3.3 流域治水プロジェクトに対応。

※「強」は、国土強靭化地域計画に対応。

(3) 複合災害に対するソフト対策 :

① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組 など

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■情報伝達、避難計画等 ・土砂災害・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所のうち緊急性が高い箇所の事例などについて情報共有 ・砂防堰堤、遊砂地等の整備と河川改修等が連携した効率的な対策を実施すべき箇所について検討	緊 緊	引き続き実施 引き続き実施	奈良県 近畿地整 奈良地方気象台 奈良県

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P5～9）に対応。

※「緊」は、H31.1.29 緊急行動計画に対応。

※「流」は、R3.3 流域治水プロジェクトに対応。

※「強」は、国土強靭化地域計画に対応

7. フォローアップ

今後、想定最大規模の洪水に対する取組方針については、改めて検討を行い、必要に応じて、取組方針の見直しを実施する。

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を把握し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、本協議会は、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、必要に応じて、取組方針を見直すこととする。

(附則)

本取組方針は、平成 30 年 5 月 21 日に策定

本取組方針は、令和 2 年 5 月 29 日に改定

(平成 31 年 1 月 29 日に発表された緊急行動計画を受けた改定)

本取組方針は、令和 3 年 8 月 16 日に一部改定

本取組方針は、令和 4 年 8 月 31 日に改定

(当初の取組目標期間が経過したことによる改定)